

上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第17回）議事録

開催日時 平成24年8月6日（水） 午後1時30分～午後2時10分
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 22名
欠席者 委員 2名（田島委員、西野委員）
傍聴者 1名
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 本日は、共通テーマ及び前文の検討ということで、大きな議題としては一つになる。目標では大体一時間ぐらいで終われば良いと考えている。共通テーマ及び前文の検討ということで、前回に素案を皆さんに叩いてもらい、それをどう文面に落とすのかということで、皆さんのほうで承認を得て、調整会議のほうで役割を担ってもらい紙に起こしてもらおうという形で話をもらったので、調整会議のなかで、小林委員、田島委員のほうには、かなり手間を掛けて、すべて見直しをして案を作ってもらった。この場を借りてお礼を申し上げたい。今日はその報告ということで、これがこの委員会で出す条例案の総意ということになるので、私のほうで朗読をさせてもらったなかで、皆さんに確認を採りたいと思う。早速だが、2枚組みの総則と書いてあるもの、それと前文修正案と書いてあるものが手元にあるか確認願いたい。それでは、総則について読んでいきたいと思う。こちらのほうについては、議会部会のほうでたたき台を作っていたいただき、前回と前々回で皆さんにたたいてもらってできた素案になる。

<総則、条例の見直しの説明> 別紙参照

以上が、共通テーマにおける上牧町まちづくり基本条例策定委員会の素案になる。確認するにあたって何か意見等はないか。

前の素案から皆さんの意見をいただきながら、もう一度より具体的に分かりやすくするというので、ある程度修正を加えた内容になっている。前回の資料を持っている方は、それと見比べてみてもらったらいいと思う。以上が共通テーマに係る条文になる。これを基に専管テーマが終わったあと、全部をまとめた形で一つの条例になってくる。

それでは続いて、前文に移りたいと思う。前回の会議のときにも皆さんからそれぞれの思いを言ってもらった。そのなかで皆さんの意見をすべて取り入れた前文というのは、なかなか難しいものがあるかと思うが、それでも可能な限り皆さんの意見を尊重して作ったのがこの前文になる。

修正案の文字数が682字になる。それでは前文を読みたいと思う。

<前文の朗読> 別紙参照

以上であるが、こちらが皆さんから意見をもらいながら作成したまちづくり基本条例の前文の案になる。何か意見がある方は挙手をお願いしたい。

(委員からの意見なし)

意見がなければ、これで上牧町まちづくり基本条例策定委員会の案とする。そのほかの条文については、付け加えて作成していきたく思うので、共通テーマに係る検討並びに条文の作成等について、いろいろと時間をいただきありがとうございました。

続いて、専門部会による条文の検討について、今日は議論をしないが、次回以降、各部会に分かれて作っていただいた条文案を基にここで披露していただいて、条文を確定していくという真髓とも言えるべき事項が始まる。次回の予定が8月22日(水)になっている。その場では、今日、共通テーマが終わったので、専門部会による発表と条文を検討していきたいと思う。では、どこの部会の条文からしていくかということであるが、何か意見等はないか。それとも一任でいいか。

(委員からの意見なし)

それでは、条文の構成上であるとか、濟度合いは皆さん同じであり、すべて条文が出来上がっているのので、事前に調整会議で各部会長からどんな順番でやったほうがいいのかということ話を話した結果、8月22日(水)13:30からの全体会では、議会部会が作成した議会関係の条文を検討していきたいと思う。

議会部会の検討が1回で終わると思えないが、終わり次第、順次ほかの部

会に移行していきたい。議会部会の次は行政部会にお願いしたい。行政部会の条文のあと、町民部会の条文といった順番で専管テーマの条文の検討をしていきたいと思う。事前に部会のほうで準備してもらっていると思うので、その場にとっての準備は別段ないとは思いますが、準備のほうをお願いしたいと思う。それでは、議会部会のほうから次回の議会部会に関する検討材料（資料）を作成してもらっているので、8月22日に持ってきていただき、これを基に検討していきたいので、事務局のほうから配付してもらおう。2種類、計6枚あるか確認してもらいたい。今日は使わないが次回持ってきてほしいと思う。

事務局のほうから何か報告事項等はないか。

事務局

本日は、総則並びに前文と共通事項の部分について、審議していただき素案の決定をしていただき、誠にありがとうございます。

そこで、事務局が今後、条例素案の取りまとめについて、皆様の意見等を賜りたいという事柄があり、少しお尋ねしたいと思う。

この委員会の大半の意見としては、町が過大な公共事業を無計画に実施し、また、議会のチェックも不十分であったことから、平成21年度に早期健全化団体に陥る結果となった。また、公社の運営についても次世代に負担を背負わせる結果となったことである。今後このような過ちを二度と起こさないように町民がまちづくりに参画してもらい、町民・議会・執行機関（行政）が共に情報を共有し、力をあわせてまちづくりに取り組むため、この条例を制定していただくわけであるが、今後、事務局で条例の制定に向けての取りまとめにあたって、このような過ちを二度と起こさないためにこの条例を制定するものであると考えているが、一方で、仮に言葉は適切ではないが、早期健全化団体に陥っていないとしてもこれから上牧町のまちづくりを進めるにあたって、町民・議会・執行機関（行政）が共に情報を共有し、力をあわせてまちづくりに取り組むためにこの条例を制定するという考えから、先ほども言ったように、過ちを二度と起こさないためにこの条例を制定する意味と、それから上牧町のまちづくりを推進するためにこの条例を制定する。この二つの意味があると思うが、この辺についてできたら皆さんの意見を拝借したい。今後、事務局としてもこの条例の基本的な考え方を取りまとめたいと考えているので、意見等を言っていただきたい。

議 長 私の今の課長の話の認識であると、早期健全化団体に陥ったからこの条例を作ったという事実があつて、仮に早期健全化団体に陥らなかつたらこの条例は作らなかつたのではないか、その辺はどうかという認識だと思うが、違つたら言つてほしいが、前文の議論のなかで、昔の話を絶対に入れないといけないという話があつて、その話があつたということは、この条例を作つたということで、それが無かつたら条例を作らなかつたのか。そうではない。その辺を確認したいということであるのか。

事務局 大体はそのようなことである。

小林委員 西山課長には質問であるが、極めて私は唐突かなと思つて話を受け止めたのであるが、一応、前文の議論の時になぜこのようなまちづくり基本条例を作るのかということとその背景等については議論して、その結果を今取りまとめられたわけである。そのうえで、西山課長が言つておられることは何をしたいというのが理解できなかつた。その議論したうえで、その結果を何に反映するのか。前文はベースとしては固まつたはずだが、そのうえで、同じような議論をして事務局は何か別のことを考えておられるのか。

事務局 今、副委員長も言つていただいたように、皆さんで決めていただいたものについては、何を言うつもりはないが、ただ、前文は前文として作つてもらっている。皆さんの考えのなかで、理念というか基本となるものが、先ほどの最後にも言つたように、皆でこれからこのまちづくりを作つていくと私は思つているので、そういったところを確認したかつたということである。

小林委員 それであれば、前文の表現のなかにも入つていたと思う。要は、最後の3行で、「町民、議会、行政の三者が必要な情報を共有し、参画と協働をベースに力を合わせて、住みたい、住み続けたい地域社会を実現させるためにこの条例を制定する」という表現が入つているし、それから本文に第一条に目的として、同じような趣旨が入つている。だから確定をしたのではないのか。では、西山課長が言つた確認したいというのは、何を確認したいのか理解ができなかつた。この話を再度確認しないといけないのか。

事務局 確認というよりは、ご意見を賜りたいということである。というのは、ち

よっと言葉が適切ではないとは思いますが、二度と過ちを起こさないためにこの条例を制定するという形でスタートしていただいたと思うが、そのなかで、先ほども言ったように、最終的にはこの条例については、町民・議会・行政が共に情報を共有し、力を合わせてまちづくりに取り組むために、条例を制定するという部分が理念というか、うまく言えず申し訳ないが。

小林委員 西山課長が言っている意図がまだよく理解できないが、それと同時に事務局は事務局の機能に徹するべきで、事務局が意見を申したいと言っているのか。事務的な事項の確認であれば、事務局の仕事として分かるのだが、あらためて論議を提起されているような話であるなら、事務局としてはどうかと思う。事務局は委員会の委員ではない。何を議論しようかと議論してほしいとされているのかが、皆さんは理解できたのか分からないが、私には理解できなかった。だから、事務局としての要請であるのか内容も含めて、それとも西山課長の個人の意見であるのか。

事務局 議論とかではなしに、素案を作成していただいて、今後、案として議会のほうにも上程させていただくということになる。そのなかで、私のほうが担当していたら当然、議会に対しても説明するわけであるが、この条例を作る趣旨はという質問を受けたときに、私のほうが答弁するわけであるが、まず1番目にこのような過ちを二度と起こさないためにこの条例を制定するという形で説明するのか、町民・議会・行政が共に情報を共有し、力を合わせてまちづくりに取り組むために、条例を制定するという形のものと二通りあるということで、ご意見的に私が間違った答弁をしてもいけないので、再度その辺のところを言っていたらと思っている。今決めてもらったものに再度議論を申し上げるということではない。

小林委員 西山課長の言っている内容がようやく理解できた。議会にこの条例を出すときに説明者としてどのように説明するのが一番わかりやすいかというか、委員会の意向を反映しているか、そこを確認したいということである、であるならば、今中町長の諮問から始まったわけである。今中町長が上牧町のまちづくり基本条例を作りたいというようなことから、この委員会が立ち上がって、議論の過程はすべて西山課長も同席しているので、当然ながら熟知されているわけであるし、そのうえで、まだ今の段階は、前文と共通テーマが固まっただけであって、本体については、これから大事な部分

が始まっていくわけである。議会への条例案の提出というのは、だいたいの話で、私の意見であるが、全体の条文が固まって議会に出すときに、説明者として、行政がどういう説明をしたらいいかというときに、説明の案文を作ってもらってから、その案文が委員会との意図が合致しているかどうかについては、この委員会若しくは調整会議で確認できると思う。今、ここで議論する必要は全く無い。議会に出すのは先の話である。

議 長 今の（西山課長の）話は、事務局として、この場で話をしたほうがいいのか。議会に提案をするときに事務局側が答弁する内容と委員会が合致しなければならぬから、それを取りまとめるのであれば、今回でなくても大丈夫か。必ずそのときにはその場を設ける。どう設けるかは、こういう答弁をしたいがこれでいいかという提案をしてもらって、それをこのなかで話をするという形で大丈夫か。

事務局 今のこの場でどうこうとか、議論をお願いするとかいうことではないので、私が申しているのは、この条例の皆さんの趣旨というか、こういうことであるというものを明確に示してもらったら、できるだけ議会の答弁にも反映したいと考えている。言葉足らずで申し訳なかったと思うが、事務局として議論をお願いするとか、今決めてもらったことについて、再度議論という趣旨ではない。私としては、先ほども申したようにたくさんの委員がおられるので、いろいろな意見も出されているから、その辺のところをまとめてもらいたいということである。

議 長 そういう機会がきたら、必ず皆さんで意思統一して生きたいと思う。ほかに何かないか。

井尻委員 今のことに関連してだが、事務局の言っていることは、分からない話ではないと思う。実際の議会とのやりとり、答弁という実態はよく知らないが、なかなか1回の打合せで答弁側がすべて理解あるいは十分理解できるだけの資料を揃えられるかというのと、やはり難しい面もあると思う。各段階、ステップ毎にいろいろな細かいことを答弁するとなると、事務局の立場としたら分からないことでもないと思う。

議 長 それでは本日の議論であるが、共通テーマ、前文の検討については完了と

する。次回の内容についても、8月22日（水）13時30分から議会部会の条文の検討に入るとする。以上をもって上牧町まちづくり基本条例策定委員会を閉会とする。